

要配慮者支援と個別避難計画について

１ 避難行動要支援者の支援体制について

（１）趣旨及び現状

平成２６年に「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定し、活用を希望する町内自治会などに名簿情報の提供を行っている。

しかし、個人情報を取り扱うことに対する負担感や提供後の活用方法が不明瞭といった要因から、名簿提供率は伸び悩んでいる。

■避難行動要支援者名簿の提供状況（令和５年８月３１日時点）

区/市	名簿掲載者数(a)	提供者数(b)	提供率(b÷a)	提供団体数
中央区	5,603人	1,165人	20.8%	28団体
花見川区	4,778人	2,370人	49.6%	68団体
稲毛区	4,179人	1,785人	42.7%	64団体
若葉区	5,236人	1,629人	31.1%	48団体
緑区	3,332人	675人	20.3%	36団体
美浜区	3,474人	2,169人	62.4%	88団体
全市	26,602人	9,793人	36.8%	332団体

（２）名簿提供の必要性

過去の大規模災害が発生した際の救助については、消防・警察がすぐに救助を行うには限界があり、ほとんどの被災者が自力で脱出、または近隣住民に助けられたと言われており、災害時には近隣住民の助け合いが最も有効であることが明らかになっている。

そのため、平時から避難行動要支援者名簿を避難支援者に提供することで、普段の見守りや支援が可能となり、発災時においても円滑で迅速な避難支援の可能性が高まる。

（３）状況等調査

ア 名簿未提供の町内自治会等に、名簿の案内を送付することに併せて、受領が困難な理由等を尋ねるアンケート調査を実施し、普及に向けた対策を検討する。

イ 名簿提供団体に、活用状況や課題などに関するアンケート調査を実施し、他団体の参考となる事例を市ホームページやマニュアル等で周知する。

2 避難行動要支援者個別避難計画作成促進について

(1) 概要

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされたため、令和3年度からモデル事業として作成を進めている。

(2) 実績

年度	要件	作成数
R3年度	(1) 単身の世帯に属する65歳以上の者であって、要介護1または2のいずれかである者 (2) 要介護3～5のいずれかである者 ※いずれかに該当する者のうち、在宅で介護サービスを利用している者	34件
R4年度	(1) 土砂災害警戒区域（またはその付近）に居住する者 (2) 医療機器用の電源喪失により生命の維持に懸念がある者	63件
合計	-	97件

(3) 令和5年度の予定

ア 要件、作成件数

年度	要件	作成数
R5年度	令和4年度の要件に以下の(3)～(5)を追加 (3) 浸水想定（洪水、内水）が2m以上の区域に居住する者 (4) 重症心身障害児 (5) 要介護度・障害支援区分が高い者のうち、特に支援を要する者	200件 (予定)

イ スケジュール

～9月：要件に該当する対象者の人数等を確認

10月：令和5年度計画作成対象者（200人）の選定

福祉事業所及び民間事業所と契約締結

福祉事業所向け研修会の開催

個別避難計画作成開始

3月：事業検証

ウ その他

・市ホームページにて個別避難計画に関するページを公開

(<https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/bosai/kobetuhinankeikaku.html>)

・個別避難計画作成に携わる福祉事業所と協力し、作成した個別避難計画を活用した避難訓練の実施（10月予定）

(4) 町内自治会へのお願い

災害発生時等に、対象者本人または家族等への災害情報の伝達や安否確認、避難先までの移動支援等を行っていただく避難支援者の選定について、相談をする場合がありますので、ご協力をお願いします。

千葉県総務局危機管理部防災対策課

電話：043-245-5113

メール：bosaitaisaku.GEC@city.chiba.lg.jp